

社会保険労務士 2022 年度(第 54 回)試験のための法改正情報

■労働安全衛生法■

Point 1

事務所衛生基準規則の一部改正（事務所則 5 条 3 項）

令和 4 年 3 月 1 日厚労省令 29 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●事務所衛生基準規則の一部改正について。

世界保健機関(WHO)が、冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮して、ガイドラインにおいて室内温度の低温側の基準について18℃以上を勧告したこと、及び同様の観点から建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令 2 条について、居室における温度等の基準の改正が行われたことを踏まえ、事務所衛生基準規則について所要の改正が行われた。

具体的には、事務所則 5 条 3 項において、事業者は、空気調和設備を設けている場合は、労働者を常時就業させる室の気温が「17 度以上 28 度以下」になるよう努めなければならないこととされていたところ、この室の気温の基準を「18 度以上 28 度以下」に改めた。

なお、空気調和設備を設けている場合「以外」であっても、冷暖房器具を使用することなどにより、事務所における室の気温を「18 度以上 28 度以下」になるようにすることが望ましいとした。

Point 2

令、規則及び特定化学物質障害予防規則の一部改正（令 9 条の 3 第 2 号、19 条第 2 号）

令和 4 年 2 月 24 日政令 51 号、令和 4 年 2 月 24 日厚労省令 25 号

令和 5 年 4 月 1 日施行

●化学物質のばく露による健康障害を防止するための改正について。

①労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

労働安全衛生法 31 条の 2 の規定により、注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備の範囲について、危険有害性を有する化学物質である法 57 条の 2 の通知対象物を製造し、又は取り扱う設備（移動式以外のものに限る。）及び付属設備に対象を拡大した。

②職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大

労働安全衛生法 60 条の職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、化学物質を取り扱う業種を追加するため、これまで対象外であった「食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の 2 業種を追加した。

なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。」とされているのは、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、従前から職長等に対する安全衛生教育の対象業種となっており、新たに追加されるものではないという趣旨である。したがって、今般の改正により、全ての食料品製造業が職長等に対する安全衛生教育の対象となる。

■労働者災害補償保険法■

Point 1

則 18 条の 3 の 4

令和 4 年 3 月 31 日基発 0331 第 26 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●介護(補償)給付の最高限度額及び最低保障額の改定について。

労働災害により介護を要する状態となった労働者に対しては、介護に要した費用（介護(補償)給付）が支給されているが、他制度の介護手当との均衡等を考慮して、この最高限度額及び最低保障額の見直しが行われた。その額は下記のとおりである。なお、最高限度額の改定はない。

項目	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	171,650 円 (171,650 円)	75,290 円 (73,090 円)
随時介護を要する者	85,780 円 (85,780 円)	37,600 円 (36,500 円)

〈注〉（ ）内は現行額

Point 2

法 8 条の 3

令和 3 年 7 月 29 日厚労告示 286、287 号

令和 3 年 8 月 1 日施行

●給付基礎日額の最低保障額等の変更について。

令和元年 8 月 1 日から、年金のスライド率、給付基礎日額の最低保障額、年金給付基礎日額の年齢階層別の最低・最高限度額が次ページのように改定されている。

なお、年金額については、当該変更後の給付基礎日額が 8 月 1 日以降の年金額の算定に適用されることとなる結果、8・9 月分の支払期月である 10 月から、変更後の年金額が支払われることになる。

①給付基礎日額の最低保障額（自動変更対象額）の改定

給付基礎日額の最低保障額（自動変更対象額）は、3,940 円に改定された。

②年金給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額の改定

（令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日に適用）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,941 円 (5,081 円)	12,957 円 (13,384 円)
20 歳以上 25 歳未満	5,436 円 (5,589 円)	12,957 円 (13,384 円)
25 歳以上 30 歳未満	6,049 円 (6,164 円)	13,985 円 (14,322 円)
30 歳以上 35 歳未満	6,272 円 (6,577 円)	16,696 円 (17,163 円)
35 歳以上 40 歳未満	6,693 円 (6,854 円)	19,689 円 (19,407 円)
40 歳以上 45 歳未満	7,049 円 (7,070 円)	21,505 円 (21,601 円)
45 歳以上 50 歳未満	7,096 円 (7,208 円)	22,898 円 (22,760 円)
50 歳以上 55 歳未満	6,994 円 (7,090 円)	25,189 円 (25,308 円)
55 歳以上 60 歳未満	6,570 円 (6,583 円)	25,319 円 (25,093 円)
60 歳以上 65 歳未満	5,473 円 (5,420 円)	21,022 円 (20,870 円)
65 歳以上 70 歳未満	3,940 円 (3,970 円)	16,117 円 (15,258 円)
70 歳以上	3,940 円 (3,970 円)	12,957 円 (13,384 円)

<注> () 内は変更前の額

■雇用保険法■

Point 1

法附則 4 条 1 項、法附則 5 条 1 項、法附則 11 条の 2 第 1 項

令和 4 年 3 月 31 日法律 12 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●失業等給付に係る暫定措置の継続等について。

雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、雇用機会が不足する地域における給付日数の延長、教育訓練支援給付金等の暫定措置について、令和 6 年度まで継続することとされた。

Point 2

法 66 条等

令和 4 年 3 月 31 日法律 12 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●雇用保険料率の暫定措置及び雇用情勢等に応じた機動的な国庫負担の導入等について。

雇用保険の失業等給付に係る保険料率(原則 0.8%)について、令和 4 年 4 月～9 月は 0.2%、10 月～令和 5 年 3 月は 0.6%とされた。

また、求職者給付の国庫負担割合について、雇用保険財政や雇用情勢に応じて異なる国庫負担割合を適用するとともに、別途国庫から機動的に繰入れ可能な仕組みが導入され、育児休業給付等の国庫負担割合の引下げの暫定措置を令和 6 年度まで継続し、求職者支援制度の国庫負担割合の引下げの暫定措置は、当分の間、本則 (1/2) の 55/100 とされた。

さらに、育児休業給付費及び雇用安定事業費の財源について、積立金からの借入を可能とする暫定措置を令和 6 年度まで継続するとともに、当該借入額について、返済の猶予等が可能とされている。

Point 3

法 37 条の 5

令和 2 年 3 月 31 日法律 14 号

令和 4 年 1 月 1 日施行

●複数就業者等に関するセーフティネットの整備等について。

労災保険給付に関しては、令和 2 年 9 月より複数の事業の業務を要因とする傷病等（複数業務要因災害）についても労災保険給付の対象となる改正法が施行されているが、雇用保険についても、複数の事業主に雇用される 65 歳以上の労働者について、雇用保険を適用する規定が施行されることとなった。

■労働保険徴収法■

Point 1

則別表 5

令和 3 年 7 月 20 日厚労省令 123 号

令和 3 年 9 月 1 日施行

●特別加入制度の対象拡大による第二種特別加入保険料率の改正について。

特別加入制度の対象拡大による第二種特別加入保険料率の改正について、以下のように改正された。

- ・原動機付き自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業を行う者
→「1000 分の 12」
- ・情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業を行う者 (IT フリーランス)
→「1000 分の 3」

Point 2

法 12 条 4 項

令和 4 年 3 月 31 日法律 12 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●雇用保険率の事業主負担の保険料率について。

雇用保険率は、以下のようになった（赤字が変更部分）。

〔令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日〕

事業の種類 負担者	①労働者負担 ※1	②事業主負担	負担者		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・※2 清酒製造の事 業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000

〔令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日〕

事業の種類 負担者	①労働者負担 ※1	②事業主負担	負担者		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※2 清酒製造の事 業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※1 失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ。

※2 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖及び特定の船員を雇用する事業については「一般の事業」の率が適用される。

■労務管理その他の労働に関する一般常識、及び、社会保険に関する一般常識■

〔女性活躍推進法〕

Point 1

法 8 条

令和元年 6 月 5 日法律 24 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●一般事業主行動計画の策定・届出の対象拡大について。

一般事業主行動計画について、以前は常時雇用する労働者が 301 人以上の企業に義務付けられていたが、常時雇用する労働者 101 人以上～300 人以下の企業にも策定・届出が義務化されることとなった。

Point 2

法 20 条、31 条

令和元年 6 月 5 日法律 24 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●女性の活躍に関する情報公表の対象拡大について。

常時雇用する労働者 101 人以上～300 人以下の企業は、女性の活躍に関する状況に関して、①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備について、少なくともいずれか一方を求職者等が簡単に閲覧できるように情報の公表をしなければならないとされた。

[次世代育成支援対策推進法]

Point 1

則 4 条

令和 3 年 11 月 30 日厚労省令 185 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●くるみん認定基準の改正について。

「くるみん認定」とは、次世代育成支援対策推進法に基づいて、一定の要件を満たした企業を子育てサポート企業として認定する制度である。この認定基準が次のように改正された。なお、くるみんの認定マークも改正されている。

男性の育児休業等取得率	現行 7%以上	➡	10%以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率	現行 15%以上	➡	20%以上

Point 2

則 5 条の 3

令和 3 年 11 月 30 日厚労省令 185 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●プラチナくるみんの特例認定基準の改正について。

「プラチナくるみん認定」とは、くるみん認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業に対して認定されるものである。この特例認定基準が次のように改正された。

男性の育児休業取得率	現行 13%	➡	30%
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率	現行 30%	➡	50%
出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち子の 1 歳時点在職者割合	現行 55%	➡	70%

Point 3

則3条

令和3年11月30日厚労省令185号

令和4年4月1日施行

●新たに「トライくるみん」認定制度の創設について。

令和4年4月1日以降、「くるみん認定」と「プラチナくるみん認定」の認定基準が引き上げられることに伴い、新たに「トライくるみん認定」が創設された。「トライくるみん認定」の認定基準は、令和4年度改正前のくるみん認定と同じである。

Point 4

則3条

令和3年11月30日厚労省令185号

令和4年4月1日施行

●新たな認定制度である「プラス」の創設について。

不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度として、「プラス」が創設されることになった。

[労働施策総合推進法]

Point 1

法 30 条の 2、30 条の 3

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 5 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●中小企業にもハラスメントの防止措置が義務化された。

ハラスメントの防止措置について、一定の中小事業主については、努力義務とする経過措置が講じられていたが、令和 4 年 4 月 1 日からは企業規模を問わず義務化されることとなった。

【職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置】

事業主は、以下の措置を必ず講じなければならない。

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・職場におけるパワーハラスメントに対する、事後の迅速かつ適切な対応

※なお、職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる以下の①～③までの要素を全て満たすものをいう。ただし、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しない。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③労働者の就業環境が害されるもの

【事業主及び労働者の責務】

<事業主の責務>

- ・職場におけるハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるハラスメントに起因する問題に対する自社の労働者の関心と理解を深めること
- ・自社の労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修その他の必要な配慮をすること
- ・事業主自身（法人の場合はその役員）が、ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと

<労働者の責務>

- ・ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、他の労働者に対する必要な注意を払うこと
- ・事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれる。

Point 2

法 30 条の 4、30 条の 5、30 条の 6、30 条の 7、30 条の 8

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 5 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●紛争解決の規定についても、企業規模を問わず義務化されることとなった。

パワーハラスメントに関する労使紛争についても、企業の規模を問わず、都道府県労働局長による紛争解決援助（法 30 条の 5）、紛争調整委員会による調停（法 30 条の 6）の対象とすることとなった。

調停の手続については、男女雇用機会均等法の規定を準用することとともに、その他調停の手続に関し必要な事項は厚生労働省令で定めることとされた（法 30 条の 7、法 30 条の 8）。

Point 3

法 33 条

令和 2 年 1 月 15 日厚労告 5 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●助言、指導、勧告、公表についても、企業規模を問わず適用されることとなった。

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要と認めるときには、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができ、この勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。これらについても企業規模を問わず、適用されることとなった。

[育児・介護休業法]

Point 1

法5条、11条

令和3年6月9日法律58号

令和4年4月1日施行

●有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和について。

有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止することとなった。

ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

Point 2

法21条、則69条の3第1項、2項、則69条の4第1項

令和3年6月9日法律58号

令和4年4月1日施行

●妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置について。

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主から個別の制度の周知及び休業の取得の確認のための措置を講じなければならないこととなった。なお、取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められない。

<周知事項>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①育児休業に関する制度②育児休業の申出先③育児休業給付に関する事④労働者が育児休業について負担すべき社会保険料の取り扱い |
|---|

<個別周知・意向確認の方法>

以下のいずれかの方法によって行わなければならない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①面談（オンライン面談も可能）②書面交付③FAX（労働者が希望した場合のみ）④電子メール等（労働者が希望した場合のみ） |
|--|

Point 3

法 22 条、則 71 条の 2

令和 3 年 6 月 9 日法律 58 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●育児休業を取得しやすい雇用環境の整備について。

育児休業の申出・取得を円滑に行われるようにするため、事業主は雇用環境の整備に関する次のいずれかの措置を講じなければならないこととなった。なお、雇用環境の整備に関する措置を講ずるに当たっては、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいとされている。

- ①育児休業に関する研修の実施
- ②育児休業に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③自社の労働者の育児休業取得事例の収集・提供
- ④自社の労働者へ育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

[国民健康保健法]

Point 1

則 7 条の 4 第 2 項 3 号（削除）

令和 3 年 10 月 15 日厚労省令 172 号

令和 3 年 10 月 15 日施行

●有効期限切れとなった、国民健康保険被保険者証等の処分方法について。

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の処分方法について、保険者に返却せずに、被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となった。

[高齢者医療確保法]

Point 1

令 18 条 1 項 6 号

令和 4 年 1 月 19 日政令 29 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●後期高齢者医療の保険料の賦課限度額の引き上げについて。

後期高齢者医療の保険料の賦課限度額が 64 万円から「66 万円」に引き上げられることとなった。

[確定拠出年金法]

Point 1

則 27 条

令和 3 年 7 月 28 日厚労省令 127 号、年企発 0806 第 2 号

令和 4 年 3 月 1 日施行

●企業型 DC にかかる業務報告書の見直しについて。

令和 4（2022）年 3 月 1 日以降に終了する事業年度に係る業務報告書からは、以下（1）～（9）の事項について、企業型記録関連運営管理機関（企業型 RK）を通じて、電磁的方法により厚生労働大臣に提出することとされた。

- (1) 企業型年金規約に係る承認番号
- (2) 厚生年金適用事業所の名称
- (3) 事業年度
- (4) 企業型年金加入者等の状況
- (5) 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況
- (6) 返還資産額の状況
- (7) 個人別管理資産の状況
- (8) 指定運用方法の状況
- (9) 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況

Point 2

法 34 条

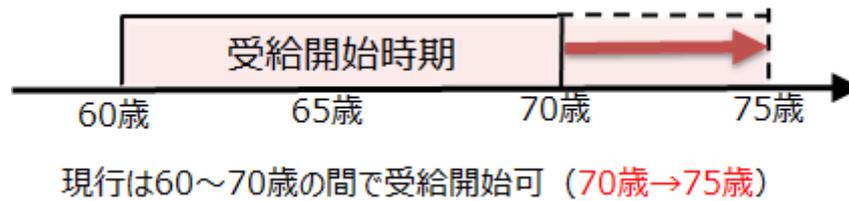
令和 2 年 6 月 5 日法律 40 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●受給開始時期の選択肢の拡大について。

令和 4（2022）年 4 月 1 日から、公的年金の受給開始時期の選択肢が拡大されることに併せて、確定拠出年金（企業型 DC、iDeCo）における老齢給付金の受給開始の上限年齢が 70 歳から 75 歳に引き上げられた。

これによって、確定拠出年金（企業型 DC、iDeCo）における老齢給付金は、60 歳（加入者資格喪失後）から 75 歳に達するまでの間で受給開始時期を選択することができるようになる。



※昭和 27（1952）年 4 月 1 日以前に生まれた人は、施行日（令和 4〔2022〕年 4 月 1 日）の前に 70 歳に達しているため、受給開始の上限年齢は 70 歳となる。

昭和 27（1952）年 4 月 2 日以降に生まれた人は、70 歳に達した時には受給開始の上限年齢が施行日（令和 4〔2022〕年 4 月 1 日）に 75 歳に引き上がっているため、75 歳に達するまで資産の運用が可能。

■健康保険法■

Point 1

法 99 条 4 項等

令和 3 年 6 月 11 日法律 66 号

令和 4 年 1 月 1 日施行

●傷病手当金の支給期間の通算化について。

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化が行われた。

見直しの方向性としては、がん治療のために入退院を繰り返すなど、長期間に渡って療養のため休暇を取りながら働くケースが存在し、治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障を行うことが可能となるよう、支給期間を通算化するとされている。

また、これに関連して、傷病手当金支給の際には、労災保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法または同法に基づく条例の規定により給付を行うものに対して、必要な資料の提供を求めることができるようになった。

Point 2

法 38 条、47 条 2 項

令和 3 年 6 月 11 日法律 66 号

令和 4 年 1 月 1 日施行

●任意継続被保険者制度の見直しについて。

これまで任意継続被保険者は、自ら申し出て資格を喪失する点についての規定がなかったものの、改正により被保険者からの申請による資格喪失を可能とすることとなった。

また、組合健保については、任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しがされることとなり、これまでは保険料負担軽減の観点より、①任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額（資格喪失時標準報酬月額）か、②当該任意継続被保険者の属する健康保険組合が管掌する全被保険者の前年度の9月の標準報酬月額の平均額に基づいた標準報酬月額（平均標準報酬月額）のうち、いずれか低い額と規定されていたところ、組合健保は規約により、一律に①か②を保険料の算定基礎として設定することができるようになった。

■厚生年金保険法■

Point 1

法 43 条 1 項、43 条の 2、43 条の 4、平 16 法附則 27 条、平 16 経過措置政令ほか

令和 4 年 3 月 25 日政令 115 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●令和 4 年度の年金額は、昨年度から 0.4%の引き下げとなった。

「令和 3 年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）」の公表を踏まえ、令和 4 年度の年金額は、法律の規定により、令和 3 年度から 0.4%マイナスで改定された。

令和 4 年度の年金額は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率（ $\Delta 0.4\%$ ）が物価変動率（ $\Delta 0.2\%$ ）を下回るため、年金額改定のルールにより、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（ $\Delta 0.4\%$ ）により改定される。

また、賃金や物価による改定率がマイナスのため、令和 4 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われず、マクロ経済スライドの未調整分（ $\Delta 0.3\%$ ）は翌年度以降に繰り越される。

参 考

レイアウト年度以降に繰り越されるマクロ経済スライドの未調整分 ($\Delta 0.3\%$)

= $\Delta 0.1\%$ (令和 3 年度のスライド調整率の繰り越し分)

+ $\Delta 0.2\%$ (令和 4 年度のスライド調整率)

令和 4 年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率

公的年金被保険者数の変動率 (0.1%) + 平均余命の伸び率 ($\Delta 0.3\%$) = $\Delta 0.2\%$

(平成 30~令和 2 年度の平均)

(定率)

マクロ経済スライド

現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものである。

平成 30 年 4 月からは、賃金や物価の変動がマイナスとなりマクロ経済スライドによる調整ができない場合は、翌年度以降に繰り越して調整がなされている。

年金額の改定ルールの見直し

平成 16 年の年金制度改革では、賃金が物価ほどに上昇しない場合、物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールが導入されていたが、例外として、賃金と物価がともにマイナスで賃金が物価を下回る場合には、物価に合わせて年金額を改定し、また、賃金のみマイナスの場合には、年金額は据え置かれていた。

令和 3 年 4 月 1 日より、賃金が物価を下回る場合には、賃金に合わせて年金額が改定されるようにルールが見直されている。

令和 4 年度の年金額

加給年金額

配偶者	223,800 円
特別加算	33,100 円~165,100 円 (昭和 9 年 4 月 2 日~)
子 (1 人目・2 人目)	各 223,800 円
子 (3 人目から)	各 74,600 円
中高齢寡婦加算	583,400 円
経過的寡婦加算	583,400 円~19,495 円 (大正 15 年 4 月 2 日~昭和 31 年 4 月 1 日)
障害厚生年金 3 級の最低保障額	583,400 円
障害手当金の最低保障額	1,166,800 円

Point 2

法 46 条 1 項、3 項、4 項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 5 条

令和 4 年 3 月 25 日政令 115 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●在職老齢年金の支給停止調整額は、「47 万円」のままで、変更はない。

令和 4 年 4 月以降、65 歳以上の在職老齢年金は、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が 47 万円を超えた場合、超えた金額の 2 分の 1 が支給停止となる。

Point 3

法附則 11 条

令和 2 年 6 月 5 日法律 40 号（年金制度改正法）

令和 4 年 4 月 1 日施行

●60 歳から 64 歳の在職老齢年金制度が見直された。

60 歳から 64 歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、年金の支給が停止される基準額が、現在の総報酬月額相当額と基本月額との合計額 28 万円から 47 万円に緩和された。

令和 4 年 4 月以降、60 歳から 64 歳の在職老齢年金は、現行の 65 歳以上の在職老齢年金と同様に、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が 47 万円を超えた場合、超えた金額の 2 分の 1 が支給停止となる。

Point 4

法 43 条 2 項

令和 2 年 6 月 5 日法律 40 号（年金制度改正法）

令和 4 年 4 月 1 日施行

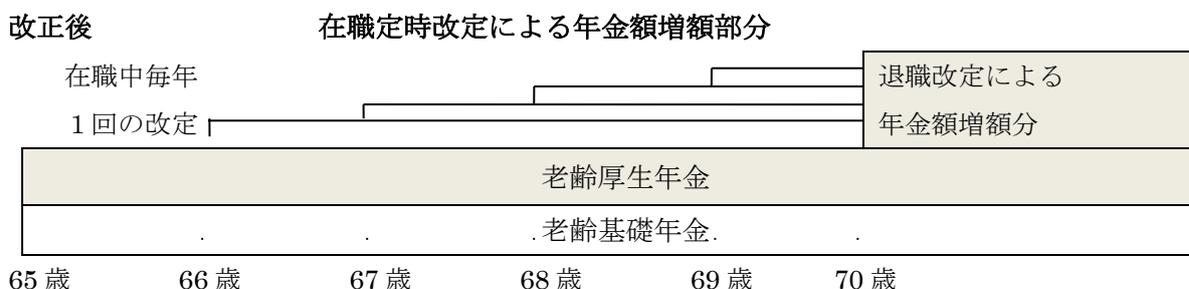
●65 歳以上の老齢厚生年金に、在職定時改定の制度が導入された。

老齢厚生年金の受給権者は、65 歳以降も厚生年金保険に加入して働いた場合、退職して被保険者の資格を喪失したとき、或いは 70 歳に到達した時に、65 歳以降の厚生年金加入期間を加えて年金額が再計算されていた（いわゆる退職改定）。

今回の改正で、65 歳以上の者については、退職を待たずに在職中であっても、毎年定時に年金額の改定が行われる。具体的には、令和 4 年 4 月 1 日以降、年 1 回、9 月 1 日を基準日と

して、基準日の属する月前の被保険者であった期間を計算の基礎として、10月から年金の額が改定される。

なお、在職中に70歳になり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合には、次の基準日（9月1日）を待たずに年金額が再計算される。



Point 5

法44条の3第2項

令和2年6月5日法律40号（年金制度改正法）

令和4年4月1日施行

●老齢厚生年金の繰下げ受給の上限年齢が、70歳から75歳に引き上げられた。

老齢厚生年金の支給開始年齢は、原則65歳とされているが、繰下げ時期の上限は、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して、5年を経過した日まで（70歳まで）とされていた。

今回の改正では、この繰下げ時期の上限を、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して、10年を経過した日まで（75歳まで）とした。また、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して、10年を経過した日以降（75歳以降）に繰下げ請求を行った場合は、10年を経過した日（75歳）に繰下げ請求があったものとみなして、10年を経過した月（75歳に達した月）の翌月分から年金が支給されることになった。

Point 6

令3条の5の2

令和3年8月6日政令229号

令和4年4月1日施行

●老齢厚生年金を繰下げ受給する際に加算される額について、増額率が最大42%から最大84%となった。

老齢厚生年金の繰下げ受給の上限年齢が、70歳から75歳に引き上げられたことに伴い、繰下げ増額率の計算の基礎となる繰下げ待機月数の上限が、60月（5年分）から120月（10年分）に引き上げられた。

老齢厚生年金の支給開始年齢が65歳の者が75歳から年金の受給を開始した場合には、1月あたり1000分の7（0.7%）×120月（10年）で、年金額は84%増額となる。

Point 7

令6条の3

令和3年8月6日政令229号

令和4年4月1日施行

●老齢厚生年金を繰上げ受給する際に減額される額について、減額率は、1月あたり1000分の5から1000分の4となった。

老齢厚生年金を繰上げ受給する際に減額される額について、今までの減額率は、1月あたり1000分の5であったが、令和4年4月1日以降、60歳に到達する人を対象として、1月あたり1000分の4となった。

老齢厚生年金の支給開始年齢が65歳の者が60歳から繰上げ受給をした場合には、1月あたり1000分の4（0.4%）×60月（5年）で、年金額は24%減額となる。

Point 8

法 46 条 6 項、令 3 条の 7

令和 3 年 8 月 6 日政令 229 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●年金制度改正法の施行に伴い、加給年金の支給停止のルールが改善された。

今までは、加給年金額の加算の基礎となっている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 240 月以上であるものに限る。）等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有している場合には、加給年金額に相当する部分の支給が停止されるが、その配偶者に対する老齢厚生年金等の全部が支給停止となっている場合には、支給停止が解除された。

今回の改正で、配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 240 月以上であるものに限る。）等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有する場合には、その全額が支給停止されている場合であっても、加給年金額に相当する部分の支給を停止することになった。

■国民年金法■

Point 1

法 27 条、27 条の 2、27 条の 3、27 条の 4、平 16 法附則 7 条、平 16 経過措置政令ほか

令和 4 年 3 月 25 日政令 115 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●令和 4 年度の年金額は、昨年度から 0.4%の引下げとなった。

「令和 3 年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）」の公表を踏まえ、令和 4 年度の年金額は、法律の規定により、令和 3 年度から 0.4%マイナスで改定された。

令和 4 年度の年金額は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率（ $\Delta 0.4\%$ ）が物価変動率（ $\Delta 0.2\%$ ）を下回るため、年金額改定のルールにより、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（ $\Delta 0.4\%$ ）により改定される。

また、賃金や物価による改定率がマイナスのため、令和 4 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われず、マクロ経済スライドの未調整分（ $\Delta 0.3\%$ ）は翌年度以降に繰り越される。

参 考

マクロ経済スライドの未調整分 (△0.3%)

=△0.1% (令和3年度のスライド調整率の繰り越し分)

+△0.2% (令和4年度のスライド調整率)

令和4年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率

公的年金被保険者数の変動率 (0.1%) × 平均余命の伸び率 (△0.3%) = △0.2%

(平成30～令和2年度の平均)

(定率)

マクロ経済スライド

現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものである。

平成30年4月からは、賃金や物価の変動がマイナスとなりマクロ経済スライドによる調整ができない場合は、翌年度以降に繰り越して調整がなされている。

年金額の改定ルールの見直し

平成16年の年金制度改革では、賃金が物価ほどに上昇しない場合、物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールが導入されていたが、例外として、賃金と物価がともにマイナスで賃金が物価を下回る場合には、物価に合わせて年金額を改定し、また、賃金のみマイナスの場合には、年金額は据え置かれていた。

令和3年4月1日より、賃金が物価を下回る場合には、賃金に合わせて年金額が改定されるようにルールが見直されている。

令和4年度の年金額

老齢基礎年金	777,800 円
障害基礎年金 (1 級)	972,250 円
〃 (2 級)	777,800 円
遺族基礎年金	777,800 円
配偶者加給年金額	223,800 円
子の加算額 (2 人目まで)	各 223,800 円
〃 (3 人目から)	各 74,600 円
振替加算額	223,800 円～14,995 円

(大正 15 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日)

Point 2

法 27 条 1 項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 1 条

令和 4 年 3 月 25 日政令 115 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●老齢基礎年金の改定率は、0.996 となった。

令和 4 年度の国民年金の改定率は、0.996 となり、老齢基礎年金の額は 780,900 円×0.996 = 777,800 円（50 円以上 100 円未満切り上げ）となった。

Point 3

法 87 条 3 項、5 項、6 項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条

令和 4 年 3 月 25 日政令 115 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●国民年金の保険料は、4 月から月額 16,590 円となった。

令和 4 年度の国民年金の保険料は、法律に規定されている 17,000 円に、保険料改定率の 0.976 を掛けて、16,590 円（5 円未満切り捨て）に、令和 5 年度の国民年金の保険料は、17,000 円に保険料改定率の 0.972 を掛けて、16,520 円（5 円未満切り捨て）となった。

国民年金の保険料は、平成 16 年の制度改正により、毎年 280 円ずつ引き上げられてきたが、平成 29 年度で上限（平成 16 年度価格水準で 16,900 円）に達し、引き上げが完了した。実際の保険料の額は、名目賃金の変動に応じて毎年度改定される。

※平成 31 年 4 月から国民年金第 1 号被保険者に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたため、令和元年度分より、平成 16 年度価格水準で、国民年金の保険料が 100 円引き上がって 17,000 円となっている。

Point 4

法附則 9 条の 3 の 2 第 3 項

令和 2 年 6 月 5 日法律 40 号（年金制度改正法）

令和 3 年 4 月 1 日施行

●日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給額が改正となった。

最後に保険料を納付した月が令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月の場合の支給額は、以下のとおりとなる。

対 象 月 数	支給額計算に用いる 数	金 額
6 月以上 12 月未満	6	49,770 円
12 月以上 18 月未満	12	99,540 円
18 月以上 24 月未満	18	149,310 円
24 月以上 30 月未満	24	199,080 円
30 月以上 36 月未満	30	248,850 円
36 月以上 42 月未満	36	298,620 円
42 月以上 48 月未満	42	348,390 円
48 月以上 54 月未満	48	398,160 円
54 月以上 60 月未満	54	447,930 円
60 月以上	60	497,700 円

Point 5

平成 24 年法律 102 号 (年金生活者支援法)、平成 30 年政令 364 号 (年金生活者支援法施行令)
令和 4 年 3 月 25 日政令 121 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

- 令和 4 年 4 月からの老齢年金生活者支援給付金の支給基準額は、令和 3 年度から 0.2% の減額改定となり、月最大 5,020 円 (令和 4 年度基準額) となった。

下記のとおり、令和 4 年度の年金生活者支援給付金額の改定が行われた。

	令和 3 年度 (月額)	令和 4 年度 (月額)
老齢年金生活者支援給付金	5,030 円 ^{※1}	5,020 円 ^{※1}
障害年金生活者支援給付金	1 級 6,288 円 2 級 5,030 円	1 級 6,275 円 2 級 5,020 円
遺族年金生活者支援給付金	5,030 円	5,020 円

※1 基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出される。

<老齢年金生活者支援給付金 実際の給付額 (令和 4 年 4 月現在) >

以下の (1) と (2) の合計額が支給される。

- | |
|--|
| (1) 保険料納付済期間に基づく額 (月額)
=5,020 円 ^{※2} ×保険料納付済期間 (月数) /480 月 ^{※3} |
| (2) 保険料免除期間に基づく額 (月額)
=10,802 円 ^{※4} ×保険料免除期間 (月数) /480 月 ^{※3} |

※2 給付基準額。毎年度、物価変動に応じて改定。

※3 昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの者については、生年月日による読み替えあり。

※4 老齢基礎年金満額 (月額) の 1/6 (保険料全額免除、3/4 免除、半額免除期間の場合)。

ただし、保険料 1/4 免除の場合は、老齢基礎年金満額 (月額) の 1/12 (5,401 円)。

Point 6

法 28 条 2 項

令和 2 年 6 月 5 日法律 40 号（年金制度改正法）

令和 4 年 4 月 1 日施行

●老齢基礎年金の繰下げ受給の上限年齢が、70 歳から 75 歳に引き上げられた。

老齢基礎年金の支給開始年齢は、原則 65 歳とされているが、これらの年金の受給開始時期は、原則として、60 歳から 70 歳の間で自由に選ぶことができるとされていた。今回の改正では、この受給開始時期の上限を、70 歳から 75 歳に引き上げた。

また、75 歳以降に繰下げ請求を行った場合は、75 歳で繰下げ請求があったものとみなして、75 歳に達した月の翌月分から年金が支給されることになった。改正後の仕組みについては、令和 4 年 4 月 1 日以降に 70 歳に到達する人が対象となる。

Point 7

令 4 条の 5

令和 3 年 8 月 6 日政令 229 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●老齢基礎年金を繰下げ受給する際に加算される額について、増額率が最大 42%から最大 84%となった。

老齢基礎年金の繰下げ受給の上限年齢が 70 歳から 75 歳に引き上げられたことに伴い、繰下げ増額率の計算の基礎となる繰下げ待機月数の上限が、60 月（5 年分）から 120 月（10 年分）に引き上げられた。

老齢基礎年金の支給開始年齢が 65 歳の者が 75 歳から年金の受給を開始した場合には、1 月あたり 1000 分の 7（0.7%）×120 月（10 年）で、年金額は 84%増額となる。改正後の仕組みについては、令和 4 年 4 月 1 日以降に 70 歳に到達する人が対象となる。

Point 8

令 12 条 1 項

令和 3 年 8 月 6 日政令 229 号

令和 4 年 4 月 1 日施行

●老齢基礎年金を繰上げ受給する際に減額される額について、減額率は、1 月あたり 1000 分の 5 から 1000 分の 4 となった。

老齢基礎年金を繰上げ受給する際に減額される額について、今までの減額率は 1 月あたり 1000 分の 5 であったが、令和 4 年 4 月 1 日以降、60 歳に到達する人を対象として、1 月あたり 1000 分の 4 となった。

老齢基礎年金の支給開始年齢が 65 歳の者が 60 歳から繰上げ受給をした場合には、1 月あたり 1000 分の 4 (0.4%) × 60 月 (5 年) で、年金額は 24% 減額となる。

Point 9

法 13 条削除、則 10 条、11 条ほか

令和 2 年 6 月 5 日法律 40 号 (年金制度改正法)

令和 4 年 4 月 1 日施行

●国民年金手帳が廃止され、基礎年金番号通知書に切り替えられることになった。

国民年金手帳を引用している規定は削除され、新たに国民年金第 1~3 号被保険者となった者 (20 歳到達者、20 歳前に厚生年金被保険者となった者) に対する資格取得のお知らせは、国民年金手帳の交付から基礎年金番号通知書の送付に切り替えられることになった。